

議案第 1 号

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定するものとする。

平成 3 0 年 1 1 月 9 日 提出

君津市長 石 井 宏 子

提案理由

千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の一部改正に伴い、受給資格者等の所得について、前々年の所得を確認する申請月を変更するため、君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成 8 年君津市条例第 2 1 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例（平成8年君津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「6月」を「9月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(支給の制限)</p> <p>第4条 医療費等助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき（規則で定める場合を除く。）は、支給しない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父母等（第2条第3項各号に該当しない養育者を含む。次号において同じ。）の前年の所得（1月から<u>9月</u>までに申請する受給資格者については、前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(支給の制限)</p> <p>第4条 医療費等助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき（規則で定める場合を除く。）は、支給しない。</p> <p>(1) ひとり親家庭の父母等（第2条第3項各号に該当しない養育者を含む。次号において同じ。）の前年の所得（1月から<u>6月</u>までに申請する受給資格者については、前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>